

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気・ガス料金の特別措置
(2023年3月分以降の電気料金・ガス料金支払期日の延長を新たに追加)

2023年2月28日
 関西電力株式会社

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、現在実施している電気料金およびガス料金の支払期日^{※1}を延長する特別措置^{※2}を拡大します。

なお、特別措置の拡大にあたっては、「電気特定小売供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、2月28日に認可を受けています。

<当社と電気またはガスの需給契約があるお客さま>

1. 特別措置の適用対象

次のいずれかに該当する場合

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難であると当社に特別措置適用の申出があった場合。
- ・お客さまから当社に特別措置適用の申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金またはガス料金の支払いが困難であると当社が判断した場合。

2. 特別措置の内容

電気料金またはガス料金の支払期日の延長期間を原則として、以下のとおりとします。

また、支払期日の延長は、支払義務発生日^{※3}が2020年3月19日以降となるものに限ります。

支払期日延長の対象	今回の延長期間	前回までの延長期間
2020年3月分から2022年10月分	5ヶ月間	5ヶ月間
2022年11月分	5ヶ月間	4ヶ月間
2022年12月分	5ヶ月間	3ヶ月間
2023年1月分	4ヶ月間	2ヶ月間
2023年2月分	4ヶ月間	1ヶ月間
2023年3月分、4月分	3ヶ月間	-
2023年5月分、6月分	2ヶ月間	-
2023年7月分、8月分	1ヶ月間	-

3. 特別措置の申込方法

新たに、この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コンタクトセンターまでお問い合わせください。また、電気料金・ガス料金ともにこの特別措置の適用を希望するお客さまは、その旨、お申出ください。

なお、既に特別措置の適用を受けている場合は、変更後の内容が適用されますので、改めてお申込みいただく必要はございません。

電気料金の特別措置について：0800-777-8810

ガス料金の特別措置について：0800-777-7109

受付時間：平日9:00～18:00

※1：電気料金は検針日の翌日から30日目、ガス料金は請求起算日の翌日から30日目。

※2：電気料金またはガス料金の支払期日について、2023年1月25日以降、2020年3月分から2022年10月分を5ヶ月間延長、11月分を4ヶ月間延長、12月分を3ヶ月間延長、2023年1月分を2ヶ月間延長し、新たに2月分を1ヶ月間延長することとしたもの。[\[2023年1月25日お知らせ済み\]](#)

※3：原則として、電気料金は検針日、ガス料金は請求起算日。